

書記長コメント

マイナス0.36%、4月遡及、給与構造見直し 不当な勧告に断固抗議する

2005年8月15日 野村 幸裕  
東京自治体労働書記長

8月15日、人事院は衆議院事務局長・参議院議事録編集長・参議院議長及び内閣総理大臣に対し、国家公務員の給与に関する勧告及び報告を行いました。

一、勧告等の内容  
1. 勧告等について  
勧告及び報告・意見の主な内容は次のとおりです。

(一) 俸給表・手当・特別給  
俸給表は、本年4月実施のマイナス改定俸給表と同年4月から実施する4・8%の改定俸給表とを併用する。地域手当は、地域手当を4分割する構造を見直し俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

(二) 給与構造見直し  
号俸に一定額を加算する方式とした。広域異動手当は60キロ以上300キロ未満を3%、300キロ以上の場合6%を3年間限りに支給。特別調停として引き下げ率平均4・8%を決定しました。昇給カーブのフラット化により、30歳代は引上げ率は7%の引き上げとなります。また、現行の調整手当を廃止し、18・15歳以下は引上げ率を12・10・6・3%の区別で地域手当を給し、昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置を導入するとしています。

(三) 勧告等の問題点について  
1. 民間賃金の改善傾向を正確に反映せず  
民間賃金を正確に反映せず、おかつ不利益を押しつけて、本年4月に遡及し、減額改定するとは容認できません。また、一時金の過半数をカバーする者も最低の改善幅に達していません。本府は、現行の俸給表を維持し、係長・係員は役職階級別・職務の級別を定め、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、課長補佐以上の職階に限り、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

(二) 給与構造見直し  
反対の取組は、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

(三) 地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。



○本年の給与勧告のポイント  
平均年間給与は減額(行政職(一)平均 △4千円、△0.1%)  
給与構造の抜本的な改革を実施(昭和32年以来約50年振りの構造)

① 官民給与の逆差差(△0.36%)を解消するため、2年振りに月例給与の引上げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ  
② 期末・勤続手当(ボーナス)の引上げ(0.05%)  
③ 俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革の実施  
一 俸給水準の引下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等

I 給与勧告の基本的考え方  
(給与勧告の意義と役割) 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、適正な給与を確保する機能を有するもの、労使関係の安定、能率的な行政運営を維持する上での基盤  
(民間標準の考え方) 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 官民の給与較差に基づく給与改定  
1 官民給与の比較  
約8,300民間事業所の約35万人の個人別給与を現地調査(完了率91.0%)  
(月例給) 官民の4月分給与を調査(ペア中止、定昇停止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映し、役員階級、年齢、勤務地域など給与決定要素の同じ者同士を比較  
○官民較差 △1,389円 △0.36% (行政職(一)・・・現行給与382,092円 平均年齢40.3歳)  
(はね返り分) △1,057円 扶養手当 △214円)  
(ボーナス) 昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較  
○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方  
(月例給) 官民較差(マイナス)の大きさ等を考慮し、月例給与を引下げ

給与勧告の骨子

(1) 俸給表  
① 行政職俸給表(一) 行政職俸給表(一)と同程度の引下げ(改定率△0.3%)  
② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ  
③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ  
(2) 扶養手当 配偶者に係る扶養手当を支給月額を500円引下げ(13,500円→13,000円)  
(3) その他の手当  
① 医師の初任給調整手当  
・ 医務職(一) 最高 307,900→306,900円  
・ 医務職(二) 以外(医系技官等) 最高 50,200円→50,000円  
② 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況を踏まえ支給限度額を引き下げ(37,900円→37,800円)  
(期末・勤続手当等(ボーナス)の引上げ) 民間の支給割合に見合うよう引上げ(4.4月分→4.5月分)  
(一般の職員の場合の支給月数)  
6月期 12月期  
本年度 期末手当 1.4月(支給済み) 1.6月(改定なし)  
18年度 勤続手当 0.7月(支給済み) 0.75月(現行0.7月)  
18年度 勤続手当 1.4月 1.6月  
勤続手当 0.725月 0.725月  
[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施。  
本年4月からの改定の実施の日の前日までの期間に於ける官民給与の比較調査の結果を踏まえ、4月の給与の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で調整  
(その他の課題)  
(1) 特殊勤務手当の見直し 平成16年に6手当9業務、平成17年に9手当14業務の見直し実施、今後も引き続き手当ごとの業務の対応等を精査して所定の見直しを検討  
(2) 官民比較方法の見直し 民間企業における人事・組織形態の変化に対応できるように、官民比較方法について、学識経験者の研究会を設けて検討  
(3) 独立行政法人等の給与水準の把握 専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において今後とも適切な協力

【参考】モデル給与例 (単位:円)

職 階	身 分	勧 告 前		勧 告 後		年間給与額の差
		月 額	年間給与	月 額	年間給与	
係 長	25歳 独 身	184,400	3,024,000	183,800	3,024,000	0
	30歳 配偶者	234,600	3,829,000	233,400	3,821,000	△8,000
	35歳 配偶者・子1	315,900	5,219,000	314,500	5,212,000	△7,000
係 長	40歳 配偶者・子2	354,000	5,842,000	352,500	5,835,000	△7,000
	45歳 配偶者・子2	473,910	7,729,000	471,980	7,721,000	△8,000
本府省課長	45歳 配偶者・子2	729,260	12,336,000	726,320	12,327,000	△9,000
本府省局長	-	1,109,920	18,532,000	1,106,560	18,555,000	23,000
事務次官	-	1,457,120	24,329,000	1,452,640	24,358,000	29,000

引き続き、都区人事委員会への取組み強化を

人事院は、来年度から給与構造の基本的見直しを行うこととして、具体的な見直しの措置を示し勧告しています。また、地域手当の新設、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

第一に、俸給表構造の見直し  
俸給表構造の見直しは、俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

第二に、地域手当・広域異動手当の新設  
地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。

第三に、新たな評価制度への反映  
新たな評価制度への反映は、課長補佐・係長・主任にそれぞれ別の給与水準を設定し、その結果、課長補佐・係長・主任の給与水準が大幅に引き上げられることになり、民間の給与水準に準拠するようになります。

人事院は、来年度から給与構造の基本的見直しを行うこととして、具体的な見直しの措置を示し勧告しています。また、地域手当の新設、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

第一に、俸給表構造の見直し  
俸給表構造の見直しは、俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

第二に、地域手当・広域異動手当の新設  
地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。

第三に、新たな評価制度への反映  
新たな評価制度への反映は、課長補佐・係長・主任にそれぞれ別の給与水準を設定し、その結果、課長補佐・係長・主任の給与水準が大幅に引き上げられることになり、民間の給与水準に準拠するようになります。

人事院は、来年度から給与構造の基本的見直しを行うこととして、具体的な見直しの措置を示し勧告しています。また、地域手当の新設、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

第一に、俸給表構造の見直し  
俸給表構造の見直しは、俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

第二に、地域手当・広域異動手当の新設  
地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。

第三に、新たな評価制度への反映  
新たな評価制度への反映は、課長補佐・係長・主任にそれぞれ別の給与水準を設定し、その結果、課長補佐・係長・主任の給与水準が大幅に引き上げられることになり、民間の給与水準に準拠するようになります。

2005 人事院勧告 解説

春闘結果 反映しない勧告

人事院は「本年4月時」として、俸給表を4月に改定し、民間賃金較差は0.36%、遡ってマイナス改定を勧告し、3,899円公務員給与を削減するとしています。

人事院は、来年度から給与構造の基本的見直しを行うこととして、具体的な見直しの措置を示し勧告しています。また、地域手当の新設、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

第一に、俸給表構造の見直し  
俸給表構造の見直しは、俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

第二に、地域手当・広域異動手当の新設  
地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。

第三に、新たな評価制度への反映  
新たな評価制度への反映は、課長補佐・係長・主任にそれぞれ別の給与水準を設定し、その結果、課長補佐・係長・主任の給与水準が大幅に引き上げられることになり、民間の給与水準に準拠するようになります。



「給与構造の見直し」改悪反対 公務労組連絡会

職員を差別し 分断する給与構造見直し

人事院は、来年度から給与構造の基本的見直しを行うこととして、具体的な見直しの措置を示し勧告しています。また、地域手当の新設、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

第一に、俸給表構造の見直し  
俸給表構造の見直しは、俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

第二に、地域手当・広域異動手当の新設  
地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。

第三に、新たな評価制度への反映  
新たな評価制度への反映は、課長補佐・係長・主任にそれぞれ別の給与水準を設定し、その結果、課長補佐・係長・主任の給与水準が大幅に引き上げられることになり、民間の給与水準に準拠するようになります。

一時金も民間実態 踏まえず

人事院は、来年度から給与構造の基本的見直しを行うこととして、具体的な見直しの措置を示し勧告しています。また、地域手当の新設、地域手当の大幅な影響を及ぼすことについて、民間賃金を反映し、民間賃金に準拠するとしています。

第一に、俸給表構造の見直し  
俸給表構造の見直しは、俸給表の二本立てとする。本年の官民較差は、マイナス0・36% (△1389円)。その内訳は、俸給表でマイナス0・3% (△1057円)、手当は配偶者にかかる扶養手当を500円減額改定し(マイナス214円)、はね返り分(マイナス18円)です。一時金は0・05%の増額で、給与引下げに伴う年間給与調整として、不当にも2003年同様4月に遡及し改定率額について一時金で減額するとしています。この結果、係長で40歳配偶者・子ども2人のモデル給与で年間7000円となり、昨年より7000円増です。

第二に、地域手当・広域異動手当の新設  
地域手当は、賃金センサスの数値を用いて、地域区分を指定する。さらには拡大することにより、国民世論に反する極めて不当なものです。

第三に、新たな評価制度への反映  
新たな評価制度への反映は、課長補佐・係長・主任にそれぞれ別の給与水準を設定し、その結果、課長補佐・係長・主任の給与水準が大幅に引き上げられることになり、民間の給与水準に準拠するようになります。

行政職俸給表(二) 06年3月まで適用

Table with columns for grade (1-6), current salary, and change rate. Includes a '前任用' row at the bottom.

(単位 百円、%)

行政職俸給表(一) 06年3月まで適用

Table with columns for grade (1-11), current salary, and change rate. Includes a '前任用' row at the bottom.

(単位 百円、%)

(注)3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の欄にかかわらず、179,200円とする。

行政職俸給表(二) 06年4月から適用

Table with columns for grade (1-5), current salary, and change rate. Includes a '前任用' row at the bottom.

(単位 百円、%)

行政職俸給表(一) 06年4月から適用

Table with columns for grade (1-10), current salary, and change rate. Includes a '前任用' row at the bottom.

(単位 百円、%)

(注)2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の欄にかかわらず、179,200円とする。

医療職俸給表(二) 06年3月まで適用

Table with columns for grade (1-6), current salary, and change rate. Includes a '前任用' row at the bottom.

(単位 百円、%)

医療職俸給表(三) 06年3月まで適用

Table with columns for grade (1-6), current salary, and change rate. Includes a '前任用' row at the bottom.

(単位 百円、%)

